

スターリンの捕虜たち

「民間人および軍人の抑留からの本国送還」

120781086 中村槇太郎

第1章本国送還のはじまり

1.組織化の時期

a)本国送還に関するソ連政府の決定

ア)ソ連は捕虜帰国が焦眉の急の事態に直面

問題:ポツダム合意の遵守

捕虜の日本への早期送還

政治的動機:ソ連の対日接近

対日平和条約の締結

イ) 捕虜、民間人の本国送還の実施

→ゴリコフ大将に全決定権を掌握

本国送還局は外務省、内務省、軍事力省と会議

ウ) 日本人の帰国

通過収容所を設置→捕虜の給養

i) 本国送還局

捕虜と民間人の送還を同時進行

任務: 外国人のソ連受容

ソ連市民の外国からの送還

b)最初の本国送還

ア)ナホトカ港

i)健康で清潔な捕虜が送還

→反ソ的中傷の回避目的

c)ソ連地区引き揚げに関する米ソ協定

ア)捕虜と民間人の本国送還

イ)帰還者の財産上の権利も解決

i)日本市民の財産はアメリカ軍政庁

ウ)中国

日本人は収容所で財産を強奪

→商人や警察に賄賂として献上

エ)ソ連

海沿岸の漁業利権企業、大農場などの国有化

2.本国送還収容所

a)本国送還機関のシステム

捕虜と民間人の祖国送還準備

b)集合収容所

ア)第382集合収容所

i)半地下小屋

全面的修理が必要

→捕虜自身の手で修理

c)通過収容所

ア)祖国帰還の最後の収容所

→大連、ナホトカなどが所属

イ)収容所はソ連領

d) 所轄官庁間の不調和

問題: どんな建物でも収容所として利用

ア) 沿海軍管区

i) 本国収容所の組織化

ii) 捕虜収容所の利用

イ) 収容所配置場所問題

i) 第9収容所を通過収容所として占拠要求

3. 帰還者第一陣の出航

a) 北朝鮮と遼東半島からの送還

→ 失業者、避難民、捕虜の順に送還

b) 南サハリンとクルリ諸島からの送還

ア) 日本に家族がいる者から送還

イ) 約5,500人が送還

→ 約3,000人が捕虜

第2章 1947年の本国送還活動

1. 政府決定の作成とその実現

a) 日本人の本国送還はなぜ遅れたのか？

ア) 1946年ソヴィエト政府が捕虜の帰国原則を決定

→ 日本人の思考や文化は異質

ウ) 本国送還ペースの遅延

→ 捕虜と民間人の問題の原点回帰

i) 日本将兵は労働力として使役

→ 民間人も同様

b) 本国送還局の対策会議

ア) 政府へ基礎提案を作成

i) 米との協定で月5に決定

c) 閣僚会議決定

ア) 1947年3月8日本国送還の閣議会議決定

イ) 検疫所で慎重に検査

ウ) 1947年の本国送還活動

i) ナウシキ駅からウランバドールの鉄道敷設

d)航行打ち切り

ア)本国送還が打ち切り

i)米が砕氷船の提供を提案

→ソ連の不凍港に船を派遣

ii)日本人を港に輸送困難

2.北朝鮮と遼東半島地域からの本国送還

a)米ソ交渉とソ連政府の決定

ア)北朝鮮と遼東半島の本国送還

イ)マッカーサー司令部

→北朝鮮と遼東半島の本国送還問題を議題化

b) 遼東半島の状況

ア) 中ソ友好同盟条約

i) イデオロギー的に敵意が存在する民間人の送還問題

イ) 遼東半島の経済的・政治的状況の低迷

i) 中国内での内戦による孤立

→ 失業者増加、物価高騰、生産減少を誘発

c)送還の終了

ア)1947年2月

→北朝鮮地域からの送還はおおむね終了

イ) 遼東半島からの本国送還

i)月6万人のペース

d)残留日本人

ア)自由意志のかたちで日本人残留

i)工場やソ連の軍需サービスの作業

→技術者専門家捕虜が残留

イ) 北朝鮮

i)女性までもが残留

3.本国送還収容所内の状況

a)初期の成果と送還の長期化

ア)組織化の時期

- i)病人と虚弱者を一掃
- ii)正常なレベルで給養が実現化
- iii)一定の水準以下の収容所廃止

b) 日米の苦情と収容所の実情

ア) 捕虜の深刻的な状況

i) 収容所内の日常生活の条件悪化

ii) 捕虜に対しての冷淡で厚顔な対応

イ) 反乱のビラのアピールが発見

→ 民主アクチヴが未然に防止

c) 肅清と整備

ア) 沿岸軍管区司令部は部長の肅清を支持

将校の大部分はソ連軍から退役

イ) 収容所の整理と整備

i) バラックを建築

ウ) 帰還者のために整備

i) かまど小病院を設置

エ)対策結果

- i)捕虜の生活と活動の向上
- ii)本国送還再開の準備完了